

全国アルコール販売業協会会則

(名 称)

第1条 本会は、全国アルコール販売業協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互のコミュニケーションを図るとともに、所用の諸施策を企画実施し、もって会員の社業の発展と工業用アルコールの販売の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員に対するアルコール事業の現況及び需要拡大の方法などに関する情報の提供。
- (2) 会員相互の情報交換、資料の収集及び調査活動。
- (3) ユーザーに対する広報、啓蒙活動。
- (4) 販売の促進上必要と認められる事項についての、関係官庁等への要請。
- (5) その他本会の目的の達成のため、必要な事項。

(構成員)

第4条 本会は、次に定める会員をもって構成する。

- (1) 正会員 各経済産業局にて許可を受けた販売許可事業者であって、本会に入会することを認められた者。ただし、販売許可事業者ではないものの、アルコール事業法施行以前に正会員であった者は、引き続き正会員と見なす。なお、同一経済産業局管内に、複数の営業拠点を有する者は、営業拠点ごとに一会員とする。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会することを認められた者。
- (3) 特別会員 旧アルコール専売法下で普通売捌人の認可を受けていた者。

(入会及び退会)

第5条 入会は、入会申込書を会長に提出し、在京理事会の承認を得なければならない。

2 退会は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、既に納入した会費は返還しない。

(総会及び理事会)

第6条 本会の総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、年1回開催するほか、必要と認められる場合は、臨時総会を開くことができる。

2 総会及び臨時総会の招集日時、場所等は、会長が決める。

3 常任理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要の都度開催して、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

4 在京理事会は、会長、在京副会長（関東支部長）及び在京理事をもって構成し、必要の都度開催して、本会の運営に関する重要事項を検討立案する。また、総会、常任理事会による決議に基づいて、本会の運営の具体的実施方法について決定する。

5 監事は、常任理事会又は在京理事会に出席し、発言することができる。

（総会の成立及び議決）

第7条 総会は、正会員及び特別会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は、出席正会員及び特別会員の過半数の可否によって決定する。

2 次の事項については、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業活動報告
- (2) 収支決算
- (3) 事業活動計画
- (4) 予算
- (5) その他総会で決議するものとして、この会則で定められた事項

（役員）

第8条 本会には、会長1名、副会長7名以内、監事2名以内及び理事（会計理事を含む）若干名をおく。

（役員を選任及び任務）

第9条 本会の役員を選任及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び監事は、総会において選任される。理事は会長が指名する。ただし、理事は指名後初めて開かれる総会で承認を受けなければならない。承認が得られなかった場合は、その時点で理事を辞任したものとみなす。副会長は、各支部総会で選任された支部長が就任する。
- (2) 会長は、会務を統轄し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、常任理事会で予め定めた順位で副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、運営業務を行い、会計理事は会計事務を管理することとし、監事の監査をうけた上で、総会において会計報告を行うものとする。
- (4) 監事は、会計に係わる一切の事項を毎年1回以上監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

（役員任期）

第10条 役員任期は、2ケ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の後任者又は補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 会長は、本会の事業遂行上必要があると認められる場合は、常任理事会に諮り顧問を委嘱することができる。顧問は、本会の運営に関し助言を行う。また、総会、常任理事会、在京理事会に出席して発言することができる。

(支部)

第12条 本会の円滑な運営を図るため、各経済産業局管内に、支部を置くこととする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を設け、専従職員を置くことができる。

(会費)

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会費は、月額1,500円とする。
- (2) 特別会費は、アルコール専売法施行時の最終年度末の取扱実績又は自己申告による直近の取扱実績を基準とし、別表に定める。
- (3) 賛助会員の会費は、別に定める。
- (4) 特別会員の会費は、別に定める。
- (5) 寄付金は、収入に組入れることとする。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

(会則の改正)

第16条 本会の会則の改正は、総会の議決によらなければならない。

(雑則)

第17条 本会の運営上の実施細則は、常任理事会の議決を経て会長が定めるものとする。

附則

この会則は、昭和52年12月1日から実施する。

附則

この会則は、昭和54年10月1日(第14条の2の改正)から実施する。

附 則

この会則は、昭和61年10月1日(第14条第2号の改正)から実施する。

附 則

この会則は、平成7年10月1日(第14条第1号の改正)から実施する。

附 則

この会則は、(専売法の廃止及びアルコール事業法の施行に伴い、名称の変更及び法の改廃に伴う、会則文中の読み替え(第1条、第2条、第4条の1号、第12条及び第5条の追加挿入)は平成13年4月1日より実施する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日(第4条1項・2項の追加挿入、第3項の新設、第6条、第7条の改正)より実施する。

附 則

この会則は、平成27年7月9日から実施する。ただし、会員の資格に関する規定の改正等については、適宜、遡って適用する。

2 この会則の改正の実施の日まで、幹事又は代議員であった者は、この会則の改正の実施の日に、理事に就任し、かつ、総会で承認があったものとみなす。

特別会費徴収基準表

ランク	年間取扱基準量 (KL)	月額(円)	半期(円)	年額(円)
1	0 以上 ~ 10 未満	0	0	0
2	10 以上 ~ 20 未満	550	3,300	6,600
3	20 以上 ~ 40 未満	1,100	6,600	13,200
4	40 以上 ~ 60 未満	1,650	9,900	19,800
5	60 以上 ~ 80 未満	2,200	13,200	26,400
6	80 以上 ~ 100 未満	2,750	16,500	33,000
7	100 以上 ~ 200 未満	4,400	26,400	52,800
8	200 以上 ~ 300 未満	5,500	33,000	66,000
9	300 以上 ~ 400 未満	6,500	39,000	78,000
10	400 以上 ~ 500 未満	7,200	43,200	86,400
11	500 以上 ~ 700 未満	8,400	50,400	100,800
12	700 以上 ~ 900 未満	9,900	59,400	118,800
13	900 以上 ~ 1,100 未満	11,000	66,000	132,000
14	1,100 以上 ~ 1,400 未満	12,000	72,000	144,000
15	1,400 以上 ~	13,300	79,800	159,600